

重要

平成 29 年 4 月 27 日

JU富山 AA参加社各位

車両の未搬出ペナルティの 徴収開始について

先般より、長期残留車が増加しているため、早期搬出をお願いしていたところではございますが、慢性的な残留車対策として、来る5月12日(木)からオートオークション規約に沿って残留車ペナルティの請求を致します。

落札車および出品止めされた流札車の搬出期限は次回オークション開催週の水曜日17時となっております、その翌日から1日・1台につき1,000円のペナルティが発生します。

つきましては、今後ともオークション搬出期限の遵守下さいますようよろしくお願い致します。

JU 富山